

森林害虫防除員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

森林害虫防除員規程の一部を改正する訓令

森林害虫防除員規程（昭和 51 年岩手県訓令第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(森林害虫防除員)</p> <p>第 2 条 森林害虫防除員は、農林水産部森林整備課、広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター、地方振興局の林務部、農林部及び林務事務所並びに岩手県林業技術センターに勤務する<u>技術吏員</u>のうち、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="181 857 809 907"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>(森林害虫防除員)</p> <p>第 2 条 森林害虫防除員は、農林水産部森林整備課、広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター、地方振興局の林務部、農林部及び林務事務所並びに岩手県林業技術センターに勤務する<u>職員</u>のうち、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="868 857 1495 907"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。